

別紙

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、山都太陽光発電所合同会社が、熊本県上益城郡山都町において、最大出力90,000kWの太陽電池発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。太陽電池発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業の対象事業実施区域は、昭和63年度に国営農地造成事業によって整備された普通畠約500haのうち、未利用地で地権者等の要望を受けた土地を中心に設定されており、平坦な農地が階段状に整備されている。

一方で、対象事業実施区域の周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に基づき絶滅危惧II類に分類されているサシバ等の生息・繁殖が確認されている。

また、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（1）関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（2）事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客

観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類及び生態系に対する影響について

対象事業実施区域の周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカ、「環境省レッドリスト 2020」に基づき絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ等の生息・繁殖が確認されており、本事業に係る工事を営巣期に実施する場合には、これらの希少猛禽類の生息・繁殖への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による重要な鳥類及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、専門家等の意見を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニングの実施、防音壁・シートの設置等の環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成 30 年 12 月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。